

平成28年度第1回豊川市空家等対策協議会議事録

1 日時

平成28年8月2日（火）午後2時00分～午後3時30分

2 会場

豊川市役所 議会運営委員会室

3 議事

① 開会

（事務局：建築課主幹）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより「平成28年度第1回豊川市空家等対策協議会」を開会いたします。

私は事務局の建築課主幹の近藤でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、この協議会は「豊川市審議会等見える化ガイドライン」に基づいた公開された会議でありますので、傍聴される方もお見えになることをご了承ください。

また傍聴人の皆様には、お配りしております「傍聴にあたっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認をしたいと思います。

【資料確認】

② 委員委嘱

（事務局：建築課主幹）

それでは、次第2の委員委嘱でございます。お席に「豊川市空家等対策協議会委員の委嘱について（通知）」といった文書をお配りしております。これは「豊川市審議会等見える化ガイドライン」に基づいたものです。これをもちまして委員委嘱という形とさせていただきますのでご了承ください。

なお、この協議会は原則公開の会議です。会議の内容等をホームページで公開いたします。併せて、委員名簿も公開となりますのでご了承ください。

③ 市長あいさつ

(事務局：建築課主幹)

それでは、本日の次第に従い、進めさせていただきます。ここで、山脇市長よりご挨拶申し上げます。

【市長あいさつ】

(事務局：建築課主幹)

ありがとうございました。

誠に申し訳ありませんが、山脇市長はこのあとも、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

市長に代わりまして、建設部長の荘田が会議に出席させていただきます。よろしくをお願いします。

【市長退席・部長着席】

④ 委員紹介

(事務局：建築課主幹)

続きまして、本日は初めての会議でございますので、協議会を構成する委員、オブザーバーの皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

【事務局・アジア航測自己紹介】

⑤ 空家等対策協議会について

(事務局：建築課主幹)

続きまして、本協議会についてご説明いたします。

【資料２～資料４説明】

豊川市空家等対策協議会について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

⑥ 議題

(１) 会長の選任について

（事務局：建築課主幹）

それでは、次第6の議題に移ります。協議会設置要綱第6条第3項では協議会の会議の議長は会長が行うこととされておりますが、会長が決まっておりますので、引き続き私が進行させていただきます。

「（1）会長の選任について」でございますが、協議会設置要綱第6条第2項に委員の互選により定めるとあります。

会長の選任について、いかが取り計らいましょうか。よろしくお願いします。

（田中委員）

大変恐縮ではございますが、まちづくりの各種施策に精通されており、他市のまちづくりの委員としてご活躍されている「駒木委員」に会長をお願いしたらいかがでしょうか。

（事務局：建築課主幹）

ただいま田中委員より、会長を「駒木委員」をお願いするとの発言がありましたが、そのように取り計らいさせていただくことについて、ご異論なければ、拍手をいただけますでしょうか。

【拍手多数】

拍手多数と認め、駒木委員に会長をお願いいたします。

駒木会長、会長席へ移動をお願いいたします。

【会長席へ移動】

（事務局：建築課主幹）

それでは、会長に一言ご挨拶をお願いいたしまして、この後の議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長あいさつ】

（2）副会長の選任について

（会長）

それでは、まず副会長を選任いたします。副会長は、要綱第6条第2項に「委員のうちから会長が指名する。」とありますので、私が僭越ながら指名させていただきます。

副会長は久保田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【拍手】

それでは、久保田副会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【副会長あいさつ】

(会長)

ありがとうございました。

(3) 豊川市における空き家の状況とこれまでの取組みについて

(会長)

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題「(3) 豊川市における空き家の状況とこれまでの取組みについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、「(3) 豊川市における空き家の状況とこれまでの取組みについて」、始めに、「豊川市における空き家の状況について」をご説明いたします。

【資料5～資料6説明】

以上、「豊川市の空き家の状況について」の説明を終わります。

(会長)

それでは、ただいま事務局から議題「(3) 豊川市における空き家の状況とこれまでの取組みについて」、のうち「豊川市における空き家の状況について」説明がありましたが、ここまででご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。いかがでしょうか。

【質問、意見なし】

(会長)

それでは、ないようですので、続いて説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

【資料7～資料9説明】

以上で、議題「(3) 豊川市における空き家の状況とこれまでの取組みについて」の説明を終わります。

(会長)

それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見などがありましたら発言をお願いします。

します。

（会長）

それでは、私から質問いたします。窓口が一本化されたということですが、資料 8 では一本化前は 1 5 ヶ月で 7 7 件、一本化後は 3 ヶ月で 2 5 件と件数が増えているのは、市民の方が相談しやすくなったということなどどのように感じているのでしょうか。

（事務局：建築課主幹）

この 4 月に、建築課に総合相談窓口を置きました。それに向けてホームページ、広報等で周知をいたしましたので、市民には空き家の取り組みは建築課で行うと周知できたと思います。それまでは個別だったことが建築課で相談できるということで必然的に相談件数が増えたと判断しております。

（会長）

それでは、他に質問はございませんか。

【質問、意見なし】

（会長）

では、ないようですので、この議題については以上としたいと思いますよろしいですか。

それでは議題「（3）豊川市における空き家の状況とこれまでの取り組みについて」は以上といたします。

（4）空家等対策計画（豊川市の取り組みの方向性）について

（会長）

続きまして、議題「（4）空家等対策計画（豊川市の取り組みの方向性）について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局：建築課主幹）

それでは、「（4）空家等対策計画（豊川市の取り組みの方向性）について」ご説明いたします。資料 1 0 をご覧ください。

豊川市空家等対策の方向性について ～空家等対策計画策定に向けて～の案、叩き台を示させていただきました。

始めに、1 本市における空家等対策計画を策定するにあたって、総合的な空

家対策を推進するために、本市の空家対策の現状を把握し、今後の取り組みの方向性を確認します。

次に、2 空家等対策における基本的な理念として、3 点を示しました。一つ目として、市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応、二つ目として、地域の活性化に向けた流通・活用の促進、三つ目として、イメージ図のとおり、実現に向けた関係部局、地域住民、民間事業者、専門家団体など多様な主体との連携を掲げました。

3 空家等対策の取り組みについて、基本方向として、3つの柱として対応策を検討したらどうかと示させていただきました。

1 つめは、「空家等の予防・適正管理」です。いかに、空家等の増加を抑制するか、また、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等に対してどのように対処していくかというものです。

2 つめは、「空家等の利活用」です。利活用が可能な空家について、中古住宅として流通促進、賃貸物件として活用、また、まちづくり資源としての活用するにはどうしたらよいかというものです。

3 つめは、「不良なものは除去」です。再利用が不可能な危険家屋について、いかに除却を進めていくか、跡地をいかに活用するかというものです。

以上3つについて、取り組みの柱と考えております。

本日は第1回目の協議会でございます。本市が取り組んでいく空家等対策についての施策や基本的な理念などについて、委員の皆さんも様々なご意見、お考えがあるかと思しますのでお聞かせいただければと思っております。

以上で、「(4) 空家等対策計画（豊川市の取り組みの方向性）について」の説明を終わります。よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見がある方はお願いします。先ほど事務局からもありましたが、これから計画作りを進めていく上で多くの提案があったほうがいいかと思えます。この機会に身近なことでも発言をいただければと思います。

(部長)

せっかくですので、それぞれの専門的な見地からお一方ずつご意見いただ

たらと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

豊川市では基本的には3つの方向性でということでしたが、地域ごと、校区ごとに状況が違ったりということもございます。市としての基本的なベースの方向性は必要だと思いますが、地域ごとでのアレンジも組み込んでいければと思いますがそれは可能でしょうか。

(事務局：建築課主幹)

空家対策計画を作るにあたって、資料2をご覧いただきたいのですが、空家対策計画に定める事項として、会長が言われました地域ごと、校区ごとで違いがあるとのことですが、対策計画においても重点対象地区を設定するとか、空家対策の優先順位の明示するというのも書かれておりますので、そういったことで取り組めたらと考えております。

(柴田委員)

先日議会の視察で長崎市に行ってきました。長崎市は急傾斜地の車が通れないところに空き家があって、人が多く住んでいる状況の中で建物がどんどん残っていく。建物を解体するにも車が通れないので人力でやるといった状況でございました。これは豊川市には現状として合わないですけれども、課題はかぶるところがあります。地域ごとに空き家の状況が違ったり対策の仕方が違うということを感じました。私も建築業をしておりまして、古い建物のリノベーションをしたり、賃貸の物件でも畳の部屋をなくすなど、いろいろ大家さんと工夫して、空き家にならないように対策をしておりますが、建物が10年以上たつと新築とみなされなくて、どうしても新築の方に移ってしまいます。多くのアパートメーカーがどんどん地主さんの土地活用ということで建物が建っていくのですが、建物のバランスがうまく取れていないといった状況を痛感しております。先ほどの対策をどうしていくのかといったことで、アジア航測が1年間かけて、水道料金のメーターを取り上げてやっていくということでしたが、私も水道が止まった時点で今後どうしていくのかという調査を行うことが大変有効的なのではないかと思います。

先ほどの資料8のなかで、苦情の受付件数が出ておりましたが、私のところにも月に1件程度地域の方から空き家に関しての相談を受けております。地主の

方に手紙を出してもらっていますが、なかなか地主さんが手をかけてくれないといった現実があります。77件のなかでどのくらい対応してもらえたのかわかりますか。

（事務局：建築課課長補佐）

なかには対応していただいた案件も確かにございます。割合とかは申し上げられませんが、どちらかというと少ない状況でございます。ですが、文書を送れば反応はございます。

（柴田委員）

そういう状況ということでございますので、みなさんのご意見を参考にしながら知恵を絞って対策について取り組んでいきたいと思っております。

（事務局：建築課主幹）

今のお話ですが、対応ができていないところもどうしてもありまして、通知を出すのも複数回する件数もあります。そういう中で少しは改善されていると見受けられるというところでございます。

（田中委員）

私は司法書士ですので、空き家になってしまっているもので相続人が誰かわからないというものも調査すると多く出てくると思います。ですから、空き家の予防として相続をしっかりといただくということを啓発していくことが大切だと思います。建物だから価値がなくなるのでやらなくていいということがないよう進めていくことが予防に繋がっていき、それがご自身のお名前で登記をされているということで適正な管理に繋がっていくと思います。誰が所有者になるのかわからない状態で相続が発生してしまうと共有状態になり、誰がお金を出して管理していくのかははっきりしなくなるので、そのあたりをはっきりさせることが必要です。それから不動産の関係で、豊川市においても資産税課で建物のことは把握していても、登記をしてくださいという話はされません。表題登記を行うことは法律の義務でして、未登記の建物があつていいという訳ではないので、そのあたりを啓発、啓蒙していけば登記がされ、所有者が確定され、予防という意味ではいいのではないかと思います。それから、司法書士会でリーガルサポート、成年後見の仕事をさせてもらっています。元気なうちから自己の財産を管理することが大切です。もし一人暮らしであつて管理ができないよう

であれば、お元気なうちから管理できる方法を考えたりするとか、認知症になってしまった場合には、成年後見人を付けるとかという抑止力を積極的に行い、そのまま空き家になってしまわないように予防していくのも一つの手ではないかと思います。

除去については、特措法の関係で最終的には除去ということになりますけれども、誰も相続人がいないということになりますと難しいことになってきます。それも含めて市の方でも、いろんな啓蒙活動をしていただけるといいのではないかと思います。表題登記は義務でして、登記をしないと法律違反になってしまいます。それ以外について義務はないですが、やっておいたほうが権利関係がはっきりしますよという啓蒙が必要なのではないかと思います。

(久保田委員)

現状、私が携わっていることは建物、土地両方に関してですが、豊川市ではいろんな先生方が相談を受けております。私は東三河の出向として委員をやっているのですが、そのなかの相談で自分の名前が代表になっている空き家で相続したいが揉めていて、誰が管理しなければならないかという相談があります。その時に私どもがどうやって答えるかというと、最低でも1年に1回はみなさんの土地を見ていただいて、どんな風に判断するか、火事にならないかどうか、空き家に第三者が入っていないかどうか、みなさんの責任で見ていただくというお話をします。また、土地を売りたいという相談で、新しく買われた方が家を建てることができるかというものです。開発17号申請の案件で、実際のところ許可は通らないのですけれども、市町村の特例的なものを作っていただけるとありがたいと思います。以前は家族でここに住んでいた。みんな外へ出て空き家になってしまった。現状は道路がない。昔は赤線の道で通っていいよと平気で言っていたのだけれど、今は法律ができて家が建てられなくて住めない。そんな相談もあります。豊川では良心的で何とかしようとする話が多いですが、実際にはお金がない、相続ができないという話になってしまうことが多い現状でございます。

(山口喜委員)

私の立場は土地家屋調査士というのですが、こういったことをすることになるのかと考えたときに、土地については登記がされており、所有者も記載されて

いるのですが、建物についてはいずれ壊れてしまうからと登記をされない方が多い現状にあります。市から空き家になって固定資産税が未納になっているから差し押さえをしたいが建物が登記されていないといったケースもあります。朽ち果てた建物がそのままになっているケースもありますが、所有者からすると固定資産税が建物が建っていると6分の1に安くなるといったことを所有者が知っており、そのままになっています。そのような場合でも市から苦情がきているからと催促したり、督促状という形で壊してくださいとすれば、きれいになるのではないかと感じています。空き家といっても程度があると思いますが、住めそうな立派な空き家から朽ち果てそうな空き家まで、ランクをつけて、協議会で決められたらいいのではないかと思います。

（竹本委員）

空き家の問題について、法律ができましたが、昨日今日の問題でなくて、困っている人はだいぶ前から困っています。この法律ができる以前から市とシルバーや宅建業界とかと協定を結んでいるところもあります。早めに市民に対してPRをしていくことで困っている人はまず、市に相談ができます。市が団体と協定を結んでいれば安心して任せられます。不動産業界とか土地家屋調査士とかなかなか馴染みがないので、どこに頼んだらいいかわからない。そうならないように早いうちに協定ができると計画策定とは別に市民に対しては必要なのかなと思います。計画については29年度にできますが、これはエンドレスなものであるとその都度考えていけばいいのかなと思います。当面は協議会ができて、業界の受け入れ態勢もありますが、協定を早く結ばれて市民に対して情報を発信することで、実際に困っている人がそれにより解決できるので、早めに協定について考えていただけるとありがたいと思います。それから今後、特定空家が確認できてくると思うのですが、その後のチェックをどのようにしていくかを考えていく必要があります。毎年1回とか半年に1回とかでチェックして、それを市が把握していなければならないので、そういった体制も計画書に記載されるべきことではないかと思います。

（山口洋委員）

素人的考えで申し訳ありませんが、空き家の程度についてランク付けという話がありましたが、そういったチェックリストというものがあるのでしょうか。

先ほどの説明でその他の空き家が5,370あるということですが、チェックリストがあれば町内会とかでも調べやすいと思うのですがいかがでしょうか。

（事務局：建築課主幹）

ランク付けの話がありましたが、今回の実態調査で外観目視によって、いろんな状況を調べていきます。それから一つ一つのカルテを作っていきますので、明確な内容についてはこれからになりますが、それらを作ることによって必然的にランク付けがされるのではないかと考えています。

（上野委員）

家の近所で高齢者世帯の方が夫婦そろって認知症になってしまって、ある日突然ご家族が施設に行くしかないということで空き家になっているという家があります。私が住んでいるところは比較的なみなさんが住みたがるようなところにあるのですが、家の近所でそういった家が何件も、しかも敷地の大きな家が空き家になって、ここ何年間でそういう家が目に付くようになってきています。壊れそうな家はありませんが、すぐに売りに出るような様子でもないし、ご家族が風を入れに来るような様子もないので、そのうち痛んでくるのだらうなと感じています。

古ぼけた路地にある、昭和の匂いがする建物に住んでみたいと思っている若い人が結構いたりするようです。そういう家は比較的公共交通機関からも近くて、見通しがよかったりするところもあります。今は珍しくなりましたが、木の建具であったり、ベランダのサッシの部分が木でできていたりするとか、ちょっと古い家が好きな人が見たらすごく魅力的です。多少不便でも住みたいと思う人はいると思います。その家をリノベーションして住めたらいいなと思います。その方法も古い家をリフォームして住みましょうと推進している業者何社にも声をかけてリノベーションの提案をしてもらえたら、若い人に興味を持ってもらえるし、住宅を直すときに一緒に参加するようなことをしたらどうでしょうか。リノベーションの研修だったり、共同作業をすることで家への興味や愛情を持ったり、グループワークに何回も参加することで人間関係ができて、若い男女が出会うことで少子化対策にも繋がってくるのではないかと思います。そうしたワクワクするようなことをしながら参加してもらえるような提案をしていったらどうかと思います。

（谷川オブザーバー）

愛知県では、平成24年度から県内54市町村で連絡会議を始めました。だいたい年2回ぐらい、実は昨日も行っておりますが、先ほどの説明にもありましたが、南知多町さんが20%を超えている状況で、5件あれば1件空き家という状況です。そういったところはかなり前から相談を受けておりました。そのころ空き家に関する対策をする上で法律がなかったものですから、条例を作り、迷惑をかける空き家に対して条例に基づいた措置をしていたという状況でした。法律ができる前は419の市町村で条例が作られておりました。昨年の5月に法律ができまして、これで条例を作らなくても措置ができるようになりました。先ほど税金が上がるというお話がありましたが、特措法の中で迷惑をかける空き家を特定空家という形で認定を行いまして、特定空家に措置をすべきかどうかというのを首長が決めていくことになります。最初は指導であるとか、助言であるとかですが、勧告をした時点で税金が上がってしまう。通常は建物が建っていることによって土地の固定資産税が6分の1に軽減されているのが、通常の1に戻る。上がるというより、通常に戻るという解釈があるのですが、そういった状況でみなさんが新聞報道等で、このまま持っていたら空き家だと税金が6倍になってしまうとあわてて市町村に相談を持ちかけているというお話も聞きます。やりやすくなったといいますか、特措法に基づいて枠組みができて市町村は動きやすくなった。余裕をもって総合的に対策を打っていけるような、空家等対策計画、少し市を俯瞰するような計画でもって、空き家をどう対応していくか、豊川市として、どうしても建物が余っていく状況の中で、それを肯定した形で何かまちづくりを作っていかなければなりません。いろんなアイデアがあったりするようすけれども、そういった発想の転換をするということも重要になってくるのかなと思います。

空家等対策計画の策定状況をお知らせしますと国のホームページで発表がございしますが、平成28年3月31日時点で既に対策計画を策定済みである市町村が63、全国1,788団体ほどございますけれども、全体の3%ほどだそうです。平成28年度に作るというところが422市町村、全体の24%と、今年度中にほぼ4分の1ぐらいが作っていると状況です。協議会等を設置している状況ですけれども、昨年度末までに108の市町村が協議会を設置しております。

今年度中に設置するのが400の市町村が設置するということです。今年度中に全体の29%の市町村が協議会を設置するという状況でございます。

特定空家に対する措置の実績についてですが、全国では指導、助言というのが168市町村で、2,895件でございます。先ほどの税金が上がってしまうという勧告まで至ったものが25市町村で57件ほどあるということでございます。勧告以上で命令、代執行、略式代執行というのが命令3市町村4件、代執行1市町村1件、略式代執行8市町村8件というような実績でございます。空き家といっても人がいなくなっても基本的には誰かの財産であり、個人資産に対して何か措置をするというのはほぼ訴訟前提での市町村の対応が必要となります。そういった空き家への助言ということでこの協議会を用いるといったこともありますので、豊川市でそれをやっていくのかいかないのかというところもこの協議会の中で決めていく必要があるのかなと思います。先ほどの資料5で戸建ての空き家の利用状況で80%がその他住宅という、これはかなり注意すべき数字だと思います。あとはアジア航測さんが委託を受けているという実態調査ですね。先ほど委員の方が心配されていましたが、今調査して例えば3ヵ月後に状況は変わってくるというのが空き家の性質でどうしても避けられないものでありますので、こういった形でフォローしていくのかと実態調査もしくは今後のデータベースのケア、メンテナンスを見越していろいろと計画されるのがいいかと思います。愛知県といたしましても県内の市町村の情報については逐次豊川市さんの相談があれば対応していきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。委員のみなさんはそれぞれの立場からご意見をいただきましたが、その他にまだご意見ございましたらご発言をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

いろいろ貴重な意見をお伺いした中で、安心してものが頼める協定等を結んだらどうかというお話をいただきました。また、空き家の予防に相続がとても大事であるというお話をいただきました。そうすると市役所だけでは窓口として限界があると思います。全面的にみなさんの適切なアドバイスが必要となってくるわけですが、相談にみえた方に専門的な窓口をご案内するような連携というのは可能なのでしょうか。

(田中委員)

司法書士会では相談窓口というか電話相談というものがございます。東三河総合相談センターといったものがありますので、そこと連携するということになります。現在そこには司法書士は常駐しておりませんので、そこから相談者を選んでもらって電話をしてもらうということになります。今のところ豊川市ではプリオで月2回無料の相談会をやらせていただいておりますので、そちらを紹介してもらって相談にお越しいただくか、単純に司法書士に相談を受けたいということであれば、愛知県司法書士会東三河支部にご連絡をいただいて、近くの司法書士を紹介してくださいと言ってくだされば紹介しておりますので、それでしたら特に連携という必要はありません。空き家に関しては、愛知県司法書士会では対策として勉強会の実施もしているので連携は取れていくのではないかと思います。

(久保田委員)

私もプリオで月1回不動産の無料相談をやらせてもらっています。東三河支部では、今後月2回にしようと考え、市民部の人権交通防犯課とお話させてもらっています。無料相談といっても資格が必要ですので、講義を聞いてもらって資格を取得してもらおうとしています。実際には来年度からということになると思いますが、豊橋市では月2回やらせていただいている、実際相談は多いです。その日に相談者が5件あり、1日で4件しか受けられないと残りは来月というのも言いにくいことですので、少しでも地域の皆さんに貢献できるようにと、これから発信していく予定です。現在無料相談を行っていますが、市役所の関係でまたやるに当たっても協力していきますのでそのあたりもよろしくお願いします。

(会長)

他にいかがでしょうか。それでは、私から、ネットワークに関してですが、空き家になっても付近にお住まいの市民の方ならいいのかもしれませんが、不在所有者へのアプローチというのは基本的に難しいのでしょうか。おそらくアンケートで行うことになると思うのですが。

(事務局：建築課主幹)

現実には、つい最近の苦情相談の中でも名古屋市にお住まいの方の事案がご

ございました。第一義は所有者に何とかしてもらうことが最前提になりますので、名古屋市の方向にお願いしていくという運びになります。それ以外にネットワークという話ですとなかなか難しいかと思います。

(会長)

豊川市に家を持って見える方が、豊川市に何か繋がりみたいなものを持っていれば、関心があるだけでも全然違うと思います。まず最初は自分が持っているということ、そもそも相続がされていないということはそのあたりの認識がされていないということです。認識してもらうこと、あとは関心を持ち続けていただくこと、そのあたりを盛り込んでもらうといいかなと思います。あとは実態調査を行ってもそれっきりではいけないので、小学校でも中学校でも地域を調べるといったテーマできちんと調べなくてもいいのですが、空き家で遊んで怪我をするという怖い面もありますので、地元の方に関心を持ってもらうことも必要かと思います。あとは現状把握と予防と対策と活用ということですので、今日は委員のみなさんからそれぞれの立場からご意見や要望があったわけですが、そのあたりもうまく生かしていけるといいと思います。私はやはり地域ごとに現状と対策は異なってくると思いますので、たとえば先ほどワークショップの話がありましたけれども地域ごとにそういったことがあってもいいのではないかと思います。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。

【質問、意見なし】

(会長)

ないようですのでこの議題については以上としたいと思います。よろしいですか。

それでは議題「(4) 空家等対策計画（豊川市の取組みの方向性）について」は以上といたします。

(5) その他

(会長)

続きまして、議題「(5) その他」ですが、委員の皆さんから何か議題はござ

いますか。空き家に関しまして、いろんな方から意見といいますかいろんな機会を生かしまして、アイデアでも経験でも相談でも、特に相談したくてもできない気持ちを汲み取るといったことも必要かと思います。それでは委員のみなさんからはなさそうですので、最後に事務局から何かありますか。

（事務局：建築課主幹）

それでは、連絡事項がございます。次回第2回の協議会でございますが、11月を予定しております。詳しい日程についてはこれから調整させていただきます。議題につきましては、実態調査の中間報告と本日頂いた貴重なご意見をもとに、対策計画の素案についてご意見を伺いたいと思っております。なお、今回は謝金の支払いの関係上、個人番号の提供のお願いをする予定でおります。詳細につきましては、次回開催のご案内の際に同封させていただきます。よろしくお願いいたします。

⑦ 閉会

（会長）

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回豊川市空家等対策協議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。